

第3号議案

教育委員会規則の改廃について

県立特別支援学校学則(昭和43年宮城県教育委員会規則第6号)の一部を改正する。

令和8年9月2日提出

宮城県教育委員会教育長 小 野 寺 邦 貢

1 改正趣旨

- 令和9年度県立特別支援学校高等部の入学希望等を勘案し、収容定員を変更するもの。
- 聴覚支援学校専攻科の学科改編に伴い、学科及び収容定員を定めるもの。

2 改正内容

別表第3第2号の収容定員を改め、第3号の学科及び収容定員を定める。

3 施行期日

令和9年4月1日

教育委員会規則の改廃について

【高等部】 ※朱書き・下線部が変更した部分

(単位:人)

	学 校 名	学 科	収 容 定 員							
			改 正 後				改 正 前			
			第1学年	第2学年	第3学年	計	第1学年	第2学年	第3学年	計
1	視覚支援学校	普 通 科	11	11	11	33	11	11	11	33
		保健医療科	8	8	8	24	8	8	8	24
2	聴覚支援学校	普 通 科	8	8	8	24	8	8	8	24
		工業技術科	8	8	8	24	8	8	8	24
		生活デザイン科	8	8	8	24	8	8	8	24
3	光明支援学校	普 通 科	<u>35</u>	<u>36</u>	<u>35</u>	<u>106</u>	36	35	25	96
4	小松島支援学校	普 通 科	19	<u>19</u>	<u>24</u>	<u>62</u>	19	24	29	72
5	秋保かがやき支援学校	普 通 科	<u>11</u>	<u>8</u>	<u>11</u>	<u>30</u>	8	11	8	27
		産業技術科	32	32	32	96	32	32	32	96
6	松陵支援学校	普 通 科	<u>22</u>	11	<u>11</u>	<u>44</u>	11	11		22
7	西多賀支援学校	普 通 科	14	<u>14</u>	<u>17</u>	45	14	17	14	45
8	石巻支援学校	普 通 科	35	<u>35</u>	<u>38</u>	<u>108</u>	35	38	30	103
9	気仙沼支援学校	普 通 科	19	19	<u>19</u>	<u>57</u>	19	19	8	46
10	名取支援学校	普 通 科	<u>21</u>	19	<u>19</u>	<u>59</u>	19	19	22	60
11	角田支援学校	普 通 科	16	16	16	48	16	16	16	48
12	迫支援学校	普 通 科	11	11	<u>11</u>	<u>33</u>	11	11	14	36
13	金成支援学校	普 通 科	19	19	19	57	19	19	19	57
14	古川支援学校	普 通 科	<u>19</u>	<u>30</u>	22	<u>71</u>	30	22	22	74
15	船岡支援学校	普 通 科	20	20	20	60	20	20	20	60
16	山元支援学校	普 通 科	14	14	<u>14</u>	<u>42</u>	14	14	22	50
17	利府支援学校	普 通 科	<u>11</u>	<u>23</u>	<u>19</u>	<u>53</u>	23	19	25	67
18	岩沼高等学園	産業技術科	40	40	40	120	40	40	40	120
19	岩沼高等学園 川崎キャンパス	産業技術科	8	8	8	24	8	8	8	24
20	小牛田高等学園	普 通 科	24	24	24	72	24	24	24	72
21	女川高等学園	産業技術科	24	24	24	72	24	24	24	72
合 計			<u>457</u>	<u>465</u>	<u>466</u>	<u>1,388</u>	465	466	445	1,376

【専攻科】 ※朱書き・下線部が変更した部分

(単位:人)

	学 校 名	学 科	収 容 定 員							
			改 正 後				改 正 前			
			第1学年	第2学年	第3学年	計	第1学年	第2学年	第3学年	計
1	視覚支援学校	理 療 科	8	8	8	24	8	8	8	24
		保健医療科	8	8	8	24	8	8	8	24
2	聴覚支援学校	産業工芸科		8		8	8	8		16
		機械システム科		8		8	8	8		16
		被 服 科		8		8	8	8		16
		理 容 科		8		8	8	8		16
		工業技術科	8			8				0
		生活デザイン科	8			8				0
		合 計	32	48	16	96	48	48	16	112

宮城県教育委員会規則第 11 号
県立特別支援学校学則の一部を改正する規則

県立特別支援学校学則（昭和 43 年宮城県教育委員会規則第 6 号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後						改 正 前					
別表第 3（第 2 条関係） (1) 〔略〕 (2) 高等部						別表第 3（第 2 条関係） (1) 〔略〕 (2) 高等部					
学校名	学 科	修業 年限	収 容 定 員			学校名	学 科	修業 年限	収 容 定 員		
			第 1 学年	第 2 学年	第 3 学年				第 1 学年	第 2 学年	第 3 学年
〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
宮城県立 光明支援 学校	普通科	3 年	<u>35</u>	<u>36</u>	<u>35</u>	宮城県立 光明支援 学校	普通科	3 年	<u>36</u>	<u>35</u>	<u>25</u>
宮城県立 小松島支 援学校	普通科	3 年	19	<u>19</u>	<u>24</u>	宮城県立 小松島支 援学校	普通科	3 年	19	<u>24</u>	<u>29</u>
宮城県立 秋保かが やき支援 学校	普通科 産業技術科	3 年 3 年	<u>11</u> 32	<u>8</u> 32	<u>11</u> 32	宮城県立 秋保かが やき支援 学校	普通科 産業技術科	3 年 3 年	<u>8</u> 32	<u>11</u> 32	<u>8</u> 32
宮城県立 松陵支援 学校	普通科	3 年	<u>22</u>	11	<u>11</u>	宮城県立 松陵支援 学校	普通科	3 年	<u>11</u>	11	＝
宮城県立 西多賀支 援学校	普通科	3 年	14	<u>14</u>	<u>17</u>	宮城県立 西多賀支 援学校	普通科	3 年	14	<u>17</u>	<u>14</u>

宮城県立 石巻支援 学校	普通科	3 年	35	<u>35</u>	<u>38</u>
宮城県立 気仙沼支 援学校	普通科	3 年	19	19	<u>19</u>
宮城県立 名取支援 学校	普通科	3 年	<u>21</u>	19	<u>19</u>
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
宮城県立 迫支援学 校	普通科	3 年	11	11	<u>11</u>
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
宮城県立 古川支援 学校	普通科	3 年	<u>19</u>	<u>30</u>	22
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
宮城県立 山元支援 学校	普通科	3 年	14	14	<u>14</u>
宮城県立 利府支援 学校	普通科	3 年	<u>11</u>	<u>23</u>	<u>19</u>
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

(3) 専攻科

学校名	学 科	修業 年限	収 容 定 員		
			第 1 学年	第 2 学年	第 3 学年

宮城県立 石巻支援 学校	普通科	3 年	35	<u>38</u>	<u>30</u>
宮城県立 気仙沼支 援学校	普通科	3 年	19	19	<u>8</u>
宮城県立 名取支援 学校	普通科	3 年	<u>19</u>	19	<u>22</u>
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
宮城県立 迫支援学 校	普通科	3 年	11	11	<u>14</u>
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
宮城県立 古川支援 学校	普通科	3 年	<u>30</u>	<u>22</u>	22
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
宮城県立 山元支援 学校	普通科	3 年	14	14	<u>22</u>
宮城県立 利府支援 学校	普通科	3 年	<u>23</u>	<u>19</u>	<u>25</u>
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

(3) 専攻科

学校名	学 科	修業 年限	収 容 定 員		
			第 1 学年	第 2 学年	第 3 学年

〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
宮城県立 聴覚支援 学校	産業工芸科	2年	――	8	
	機械システム科	2年	――	8	
	被服科	2年	――	8	
	理容科	2年	――	8	
	工業技術科	2年	<u>8</u>	＝	
	生活デザイン科	2年	<u>8</u>	＝	

〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
宮城県立 聴覚支援 学校	産業工芸科	2年	<u>8</u>	8	
	機械システム科	2年	<u>8</u>	8	
	被服科	2年	<u>8</u>	8	
	理容科	2年	<u>8</u>	8	

附 則

この規則は、令和9年4月1日から施行する。